

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和7年7月23日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 愛知県春日井市明知町西之洞1189番地11		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社ファインシンター 代表取締役社長 山口 登士也			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	98 台	0 台	1 台	97 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	10 台	0 台	0 台	1 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	2.5	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	第一種特定製品の簡易点検、一定の規格以上のものは定期点検を実施			
	廃棄時	第一種フロン類回収業者に回収依頼をし、適切に処理されたかどうか「引取証明書」「破壊証明書」で確認			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	2024年度の簡易点検実施状況 室外機97台、冷蔵・冷凍機器1台 前年度、冷蔵冷凍機器を10台算出していましたが第一種特定製品に該当しないものが9台ありましたので1台としています			
	廃棄時	2024年度の廃却状況 室外機1台			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針					
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。